

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	高砂市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、特定疾病療養受療証等、被保険者の資格に係る事実を記載した書面等又は資格情報通知書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・資格確認書に関する事務 ・特定疾病療養受療証等に関する事務 ・被保険者の資格に係る事実を記載した書面等に関する事務 ・資格情報通知書に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・措置に関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・一時差止めに関する事務 ○高齢者の医療の確保に関する法律第一百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. 住民票システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表項番85 (2)別表主務省令 第46条 2. 情報照会 (1)番号法第19条第8号 別表項番85
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課、賦課収納課
②所属長の役職名	国保年金課長、賦課収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課 TEL 079－443－9021
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保医療課長 松浦 征伸	国保医療課長 川平 貴儀	事後	人事異動による
平成29年4月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
平成29年4月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
平成30年4月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
平成30年4月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	－	項目新設	事前	重要な変更と時期を同じくする変更
平成31年4月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
平成31年4月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和2年7月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和2年7月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和3年7月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号法第19条7号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条7号	1. 情報提供 (1) 番号法第19条8号 2. 情報照会 (1) 番号法第19条8号	事後	根拠法令の変更による
令和3年7月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①高砂市 健康文化部 健康市民室 国保医療課 ②課長	①高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課、賦課収納課 ②国保年金課長、賦課収納課長	事後	機構改革による
令和3年7月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	機構改革による
令和3年7月15日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	高砂市 健康文化部 健康市民室 国保医療課 TEL 079－443－9020	高砂市 市民部 保険年金室 国保年金課 TEL 079－443－9020	事後	機構改革による
令和3年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和3年7月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和5年7月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和5年7月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	最新情報でのしきい値判断による
令和6年11月11日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	TEL 079－443－9020	TEL 079－443－9021	事後	番号を整理
令和6年11月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年12月2日 時点	事前	最新情報でのしきい値判断による
令和6年11月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年12月2日 時点	事前	最新情報でのしきい値判断による
令和6年11月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	別表第一項番59の規定 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	別表項番85の規定 資格確認書、特定疾病療養受療証等、被保険者の資格に係る事実を記載した書面又は資格情報通知書	事前	文言を整理
令和6年11月11日	3. 番号法の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の別表85の項別表第一 項番59 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第46条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の別表85の項別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事前	項番等を整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表第二(第三欄に「市町村長」が含まれる項のうち、後期高齢者医療に関するもの) 項番80、83 (2)別表第二省令 第43条 2. 情報照会 (1)番号法第19条第8号 別表第二(第一欄が「市町村」であって第二欄に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」を含むもの) 項番82	1. 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表項番85 (2)別表主務省令 第46条 2. 情報照会 (1)番号法第19条第8号 別表項番85	事前	項番等を整理
令和6年11月11日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式改正による
令和6年11月11日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式改正による